

参考 14

厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数

参考 14

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） 注（略）	<u>989単位</u>	1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） 注（略）	<u>1,025単位</u>
2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略）	<u>372単位</u>	2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略）	<u>386単位</u>
3 随時訪問サービス費(I)（1回につき） 注（略）	<u>567単位</u>	3 随時訪問サービス費(I)（1回につき） 注（略）	<u>588単位</u>
4 随時訪問サービス費(II)（1回につき） 注（略）	<u>764単位</u>	4 随時訪問サービス費(II)（1回につき） 注（略）	<u>792単位</u>